

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年2月16日開催 日本損害保険協会]

1. ロシア産原油等に係るプライス・キャップ制度の追加措置について

- G7 及びオーストラリアは、ロシアのエネルギー収入を減少させつつ、世界的なエネルギー市場の安定を確保するため、2022 年 12 月、ロシア産原油に係る当面の上限価格（プライス・キャップ）に合意した。

別途措置を予定していたロシア産石油製品に対して、2023 年 2 月 4 日、当面の上限価格（1 バレル当たり）を、「高価値品」は 100 ドル、「低価値品」は 45 ドルとすることについて合意・公表した。

※高価値品：関税定率法別表第 2710.12 号、第 2710.19 号、第 2710.20 号に該当するもののうち、揮発油（ナフサを除く）、灯油及び軽油。

低価値品：高価値品に該当するもの以外。

- この合意に沿って、我が国においても、2023 年 2 月 6 日、外国為替及び外国貿易法に基づき、当該上限価格を超える価格で取引されるロシア産の石油製品の取引について、原油の取引同様、海上輸送に関連するサービス（海上保険、貿易金融、海運、通関）の提供を禁止する告示を公布・施行した。
- この告示の対象となる金融サービス（海上保険、貿易金融）を提供しようとする場合は、関連する取引が上限価格を下回るものかどうかの確認を含め、原油に係る措置と同様に適切に対応いただきたい。
- プライス・キャップ制度の運用上の留意点を整理した「ロシア産原油等に係る上限価格措置（プライス・キャップ制度）の Q & A」についても、今般の措置を踏まえ改定されているので、あわせて参照いただくとともに、不明な点は金融庁に照会いただきたい。

2. ビジネスモデル対話と自然災害リスク管理について

- ビジネスモデル対話については、モノラインの損害保険会社^(注)に続いて、2023 年 1 月から火災保険の収益改善等の取り組みについて、火災保険の販売

量が多い大手・中堅の損害保険会社と対話を実施。各社の持続可能なビジネスモデル構築に向けた今後の課題について建設的かつ深度ある対話を行い、その結果については次期保険モニタリングレポート等でフィードバックを行う予定である。

(注) 旅行保険やペット保険を主体に販売している損害保険会社

- 2023 年度における再保険の手配については、2022 年の大型ハリケーン（イアン）の北米上陸、世界的なインフレと金利上昇の影響等により、再保険料が高騰するとの指摘もある。また、国内でも 2022 年 6 月の雹災、9 月の台風 14 号・15 号などの自然災害も発生しており、各社で異常危険準備金の取崩しを含めた対応の可能性があると承知している。
- 火災保険における持続可能なビジネスモデルの構築には、ERM の視点に基づき、資本・リスク・リターンのバランスを取った再保険手配や異常危険準備金の積立が必要であり、2022 事務年度も 4 月以降にこれらのモニタリングを行う予定であるところ、協力をお願いしたい。

3. IFRS を任意適用する場合の監督上の取扱いについて

- 現在の監督上の各種財務報告については、保険会社及び保険持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRS の任意適用を前提としたものとはなっていない。
- 今般、IFRS 第 17 号「保険契約」の適用が 2023 年から開始することを踏まえ、監督上も IFRS に基づく各種財務報告が可能となるよう、府令等の改正案をとりまとめ、パブリックコメントを 1 月 30 日まで実施。今後、金融庁としては、中間決算を含む 2023 年度決算より IFRS が適用できるよう、速やかに公布及び施行する予定である。
- IFRS の適用には、投資家を始めとする利害関係者とのコミュニケーション促進や、会計処理の統一を通じた海外子会社に対するガバナンス向上の効果も期待されることから、上場保険会社等におかれては、今般の府令等の改正も踏まえて、IFRS の任意適用を前向きに検討いただくことを期待している。

4. マイナンバーカードの普及と利活用の促進について

- マイナンバーカードの普及と利活用の促進について、協力をいただき感謝申し上げます。

政府では 2022 年度末までにマイナンバーカードが「ほぼ全国民に行き渡る」ことを目標に掲げ、普及と利活用の促進を強力に推進している。

- マイナンバーカードの取得率は着実に増加しているが、政府目標の達成に向け、引き続き普及と利活用の促進に向けた取組みが重要であると考えており、マイナンバーカードの積極的な取得支援など、更なる取組に尽力いただきたい。

5. 「カーボン・クレジットの取扱いに関するQ & A」の公表について

- カーボン・クレジットの取扱いに当たっては、金融機関は、各業法における業務範囲規制の下、「算定割当量その他これに類似するもの」について取り扱うことができることとされている。また、「その他これに類似するもの」への該当性については、2008 年のパブリックコメントにおいて、審査・承認手続の厳格性、帰属の明確性等の観点から、個別具体的に判断するとされている。

- こうした中、近年では、民間主導のカーボン・クレジットが主流となってきており、金融庁としては、金融機関がこうしたカーボン・クレジットを積極的に取り扱えるよう、金融機関自らが、「その他これに類似するもの」に該当するか否かを明確に判断できるようにすることが重要と考えている。

- このため、金融庁では、2022 年 12 月 26 日に「カーボン・クレジットの取扱いに関するQ & A」を取りまとめ、公表。本Q & Aは、

- ・ 政府主導のカーボン・クレジットのうち、J-クレジット、JCMクレジットが「その他これに類似するもの」に該当することのほか、
- ・ 民間主導のカーボン・クレジットであっても、帰属の明確性に加えて、一定の審査・検証能力を有した機関が所定のカーボン・クレジットの発行プロセスに関与している場合には、「その他これに類似するもの」に該当すると判断しても差し支えない

ことを明確化したものである。

- 各金融機関においては、今後カーボン・クレジットを取り扱おうとする場合には、本Q & Aを参考にするとともに、カーボンニュートラルの実現に向け、一層の取組を進めていただきたい。

6. 地域金融機関の人材仲介機能の高度化について

- 地域金融機関の人材仲介機能の一層の高度化に向け、金融庁が取り組んでいる「地域企業経営人材マッチング促進事業」においては、保険業界を含め、大企業各社から REVICareer（レビキャリア）への人材登録等に協力いただいている。

各社からの人材登録は REVICareer（レビキャリア）の更なる活用に繋がっており、既に給付金の支給対象となる事例を含め、成約案件も複数出てきている。この場を借りて御礼申し上げたい。

- 地域金融機関の人材仲介機能に関しては、このほか、周知・広報等に取り組んでいる。

2023年2月11日には、都市部の大企業人材を念頭に、地域企業で働くことの意義ややりがい等への理解を深められるようなイベントを開催した。

このイベントは、現在もアーカイブ配信を行っているので、ご視聴いただければ幸い。

7. 2023年の主要な国際動向について

- 日本は、2023年1月から、G7議長国を務めており、5月11-13日に新潟で財務大臣・中央銀行総裁会合が、19-21日に広島で首脳会合が開催される予定である。

- 2023年のG7財務トラックでは、①ウクライナ支援、対ロシア金融制裁、途上国の債務問題、エネルギー・食料不安といった喫緊の課題への対応、②気候変動・国際保健・金融デジタル化といった世界経済の強靱化に向けた取組み、③多様な価値を踏まえた経済政策の在り方の、3点を中心に議論を進めていく予定である。

- このうち金融分野では、暗号資産やサステナブルファイナンスがプライオリティとなっている。特に保険の関連では、拡大する自然災害による損害に対応するための民間保険の役割や官民連携のあり方を検討予定であり、IAISにおいて、関係者と連携して作業を進めていく見込みである。
- また、G7 以外にも、2023 年 11 月に東京で、IAIS 年次総会の開催を控えており、民間からの参加者を交えた年次カンファレンスも併せて開催される。この中では、国際資本基準（ICS）や自然災害に係るプロテクションギャップへの対応など、我が国にとって非常に重要な議題が取り上げられる予定である。
- 本年次総会を含む各会合において、我が国の保険業界・金融市場の魅力を国際的に発信するためには、官民の協力が不可欠であると考えている。日本損害保険協会には、総会の準備に向け、既に様々な貢献を頂いており、感謝申し上げる。引き続き各金融機関と緊密に連携させていただきながら、年次総会等の準備を進めてまいる。

8. マネロン等リスク管理態勢の整備について

- マネロン等リスク管理態勢については、金融庁から各金融機関に対し、マネロンガイドラインを踏まえた態勢整備を 2024 年 3 月までに完了するよう要請し、2021 年からマネロンに焦点を当てた検査等を順次実施しているところであるが、態勢整備の期限まで残り 1 年となっている。
- 2024 年 3 月までの態勢整備の参考として、指摘事項を一部紹介する。
- 例えば、「リスクの特定作業において洗い出されたリスク項目は実務に即した個別具体的な項目にまで細分化されているか」という項目について、リスク項目洗い出しの粒度（例えば、個人・法人に加え、実務に即して、法人であれば、業種、上場有無、公的機関か否かなど）が低いため、未達となっているなどの事例が見受けられる。
- また、マネロンガイドラインで対応が求められる事項の中には、規定の整備に係るものもあるが、こうした項目についても未達（規定の未整備）となっている金融機関が多く確認されている。

- 改めて、経営陣におかれては、こうした事例も含め、自身の金融機関がどの水準にあるか把握した上で、残りの期間内に態勢整備が確実に完了するよう、取組を進めていただきたい。

9. 経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（案）について

- 2月8日、内閣官房において第5回「経済安全保障法制に関する有識者会議」が開催され、経済安全保障推進法の基幹インフラの事前審査制度について、
 - ・ 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（案）
 - ・ 制度開始に向けたスケジュール
 - ・ 対象となる業者の指定基準（案）

が公表された。

- 本制度は、金融を含む基幹インフラの事業者に対して、その重要設備の導入等に当たり、当局による事前審査を求めるものである。
- 金融庁としては、制度の施行に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続き協力いただきたい。

10. 金融トラブル連絡調整協議会（第63回）

- 金融庁では、金融ADR制度の運営状況や将来的な課題について意見交換を行う場として、学識経験者、消費者機関、金融関係の業界団体などの委員で構成される、「金融トラブル連絡調整協議会」を開催している。
- 先般（1月6日）、第63回の協議会を開催したが、初めての取組として、各ADR機関だけではなく、個別の金融機関からも説明いただいた。具体的には、ADR機関を通じて金融機関に共有される情報や金融機関に直接寄せられる利用者からの苦情等を、どのように情報展開し、業務改善に向けて如何に活用しているかについて説明いただいた。

- 委員からは、金融機関に更なる取組を期待する意見があった。特に、
 - ・ 個別の苦情等の早期対応のみならず、課題を早期に発見し、経営陣にフィードバックすることや、
 - ・ 苦情の増減にこだわり過ぎることなく、苦情としては寄せられていない利用者の不満が隠れていないかにも気を払うことの重要性について意見があった。
- 金融庁のウェブサイトにおいて会議資料を公表しているほか、当日の様相についても公表する予定であり、参考にしていきたい。
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryoku/20230106.html
- 金融庁としても、各金融機関がADR機関やお客様相談室等から寄せられる情報について適切に分析・共有し、また課題があれば改善していくことは、顧客本位の業務運営を行う上で重要と考えている。モニタリングの中でも、必要に応じて対話を行ってまいりたい。

11. FIN/SUM2023 の開催

- 金融庁では、日本経済新聞社と共催で、2016年よりフィンテック等に関する国際シンポジウム「FIN/SUM」を毎年開催している。
- 2023年のFIN/SUMは、3月28日～31日に丸ビルホールで開催する。
- Web3.0・デジタル資産やメタバース、金融機関のDX、ESGなどをテーマに、国内外の大手金融機関や金融機関向けにソリューションを提供する事業者等を招聘して、フィンテックの健全な発展に向けた多面的な議論を行う予定である。
- 過去2回の開催はコロナの影響でオンライン中心のイベントとなっていたが、今回は、様々な企業によるブース出展が行われるほか、国内外の多くのフィンテック事業者等の参加が見込まれている。ネットワーキングの場として活用すべく、ぜひ足を運んで頂きたい。

(参考) イベント概要

日時：2023年3月28日～31日 [4日間] 9:00-18:00

※ 金融庁主催シンポジウムは 29 日に開催
会場：丸ビルホール（オンラインでも同時配信）
主催：金融庁・日本経済新聞社
ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>
チケット登録：上記ウェブサイトにて登録可能

12. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 2050 年カーボンニュートラルの実現のためには、日本において今後 10 年間で官民合わせて 150 兆円の投資が必要と試算されている。
- このうち民間金融の活用に関して、金融庁、経済産業省、環境省は、「産業のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会」において計5回にわたって議論を行い、2022年12月13日、その議論内容を施策パッケージとして取りまとめた。
- 施策パッケージには、
 - ① グリーン、トランジション、イノベーションへの投資を行う際の環境整備やブレンデッド・ファイナンスの開発・確立、
 - ② 地域・中小企業のGX投資促進にむけた資金供給、
 - ③ GX投資促進等にむけた市場環境の整備、
 - ④ GXを実践する企業への新たな評価軸の構築やマクロでの気候変動分野への資金誘導策、といった内容を盛り込んでいる。
- 特に、金融機関・投資家が多排出企業のトランジション活動を支援し投融資を行う場合に「ファイナンスド・エミッション」が一時的に増加してしまうという課題については、金融庁、経済産業省、環境省の3省庁共催の「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」の下にワーキング・グループを設置して、考え方や国際発信の方法等を整理していく予定。
また、金融庁では、2022年10月に立ち上げた「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」を引き続き開催し、2023年6月までに金融機

関と企業の対話促進に向けた報告書を取りまとめる予定である。引き続き、金融機関と緊密に連携したい。

- また、GXを含む企業のESGに関する取組みを評価するESG評価機関等については、その評価手法の透明性や公平性のほか、利益相反の防止などのガバナンスの確保が課題となっている。

こうした課題を克服するため、金融庁は、2022年12月15日、「ESG評価機関・データ提供機関に係る行動規範」を最終化。2023年半ば頃に行動規範を受け入れる機関の状況を公表することを目指している。

- ESG評価やデータが信頼性をもって利用されていくためには、ESG評価・データ提供機関と評価の対象となる企業や投資家とのコミュニケーションが重要であるとの観点から、行動規範では投資家におけるESG評価の活用方法の開示等企業や投資家への提言もあわせて公表しており、各金融機関も参照いただければ幸い。

- さらに、ESGに関するデータの中でも、特に気候変動関連データの提供・利活用の重要性が高まっており、データの提供側と利活用側が、互いのニーズや課題等について、双方向で情報・意見交換を行うことが重要。

このため、金融庁、文部科学省、国土交通省、環境省は、産業界・金融界をメンバーとする「気候変動リスク・機会の評価に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会」を設置し、2022年12月22日に初回会合を開催した。今後、必要な対応の方向性等について議論を行っていく予定であり、金融機関におかれても、気候変動開示等にあたりデータを利活用するうえで参考にさせていただきたい。

- 上記に限らず、今後、金融庁としては、先ほど述べた4つの柱の実現について、関係省庁と連携しつつ、具体的な政策をつめていくことになる。その最終目標は、民間資金も含めカーボンニュートラルに必要な資金を如何に円滑かつ恒常的に確保する仕組みをつくるかであり、実際のファイナンス業務の状況やニーズ、各金融機関の経営方針を踏まえた、効果のある施策を実施していくことが重要である。その点で、各金融機関との対話がますます重要となってくると考えているので、緊密な情報・意見交換に協力いただきたい。

(以上)